

「佐渡島の金山」包括的保存管理計画アクションプラン会議設置要領

(設 置)

第1条 「佐渡島の金山」世界遺産会議設置設置要綱第5条に基づき、「佐渡島の金山」包括的保存管理計画アクションプランの事業主体者等が実施する取組に関する進捗管理を行うため、包括的保存管理計画アクションプラン会議（以下、「アクションプラン会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 アクションプラン会議は、前条の目的を達成するため、次の各号に挙げる事項を所管する。

- (1) アクションプランの事業項目の進捗に関すること。
- (2) 事業項目間の調整に関すること。
- (3) 事業主体及び事業終期の変更に関すること。
- (4) 事業項目の整理（整理・集約、追加及び名称変更）に関すること。
- (5) 「佐渡島の金山」世界遺産会議への報告事項に関すること。
- (6) その他、アクションプラン会議の目的達成に関すること。

(組 織)

第3条 アクションプラン会議は、別表に掲げる構成員をもって構成する。

- 2 議長は、新潟県観光文化スポーツ部文化課世界遺産室長を、副議長は佐渡市観光文化スポーツ部世界遺産課長をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる所属職員をもって充てる。
- 4 議長が不在のときは、副議長がその職務を代理する。

(会 議)

第4条 アクションプラン会議は、議長が必要に応じて招集し、主催する。

(事務局)

第5条 アクションプラン会議の庶務を処理するため、新潟県観光文化スポーツ部文化課と、佐渡市観光文化スポーツ部世界遺産課に事務局を置く。

(補則)

第6条 この要領に定めるもののほか、アクションプラン会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附則

この要領は、令和6年12月11日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

「佐渡島の金山」包括的保存管理計画アクションプラン会議

議長	新潟県観光文化スポーツ部文化課世界遺産室長
副議長	佐渡市観光文化スポーツ部世界遺産課長
委員	新潟県観光文化スポーツ部観光企画課 新潟県観光文化スポーツ部国際観光推進課 佐渡地域振興局地域振興グループ 佐渡市観光文化スポーツ部観光振興課 佐渡市企画部交通政策課 佐渡市総務部防災課 佐渡市建設部建築住宅課 佐渡市観光文化スポーツ部文化スポーツ課 一般社団法人佐渡観光交流機構 株式会社ゴールデン佐渡 代表取締役社長 相川第二分団長 鶴子銀山へ続く道を歩こう 代表 笹川の景観を守る会 会長